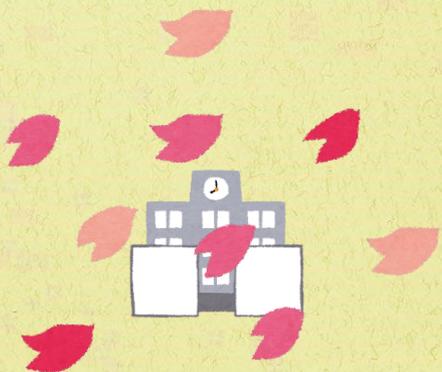


高松圏域自立支援協議会
発達障害部会
危機管理ガイドブック製作チーム
2021年3月 製作



電子版～PDFファイル もご活用ください！



発達障害部会 高松

検索



TJK
2020

おとな になるための 本

危機管理ガイドブック

ガイドブック & ワークシート

Made in Takamatsu-kenniki Jiritsu-Shien Kyougikai

はじめに

インターネットを使っていますか？
友だちとおしゃべりしたり、買い物をしたり、ゲームをしたり…
色んな人やモノや情報とつながることが出来る、便利で心強いツールです。

しかし、何にでもつながれるからこそ、危険なことにもつながります。1人でできるからこそ、誰かに気づいて助けてもらうことも難しくなります。
少しの不注意で、危険な目にあうことがあります。また、友だちや知らないだれかを危険な目にあわせたり、傷つけたりすることもあります。

この本にはインターネットについて、
①どんな危険があるのか
②何に気を付ければいいのか
③だれに相談すればいいのか が書かれています。

ぜひ読んで、鉛筆を持って作業してみてください。
できれば保護者の方や、先生と話し合いながら取り組んでください。

あなた自身やあなたの大切な人を守りながら、
便利に楽しくインターネットを活用しましょう。



| | |
|----------------|---------|
| 自分や友達の情報を守ろう | p.02~03 |
| ネットへの書き込み | p.04~05 |
| 出会いには気を付けよう | p.06~07 |
| “性的な情報”の取り扱い注意 | p.08~09 |
| 自分のお金を守ろう | p.10~11 |
| 保護者の方へ | p.12 |
| フィルタリング・相談先 | p.13 |



ケース：自分や友達の情報を守ろう

個人情報とは、「その人が誰なのかわかる」情報のことです。

- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・勤務先
- ・顔写真
- ・SNSなどのユーザー名
- ・クレジットカード番号
- ・銀行の口座番号
- ・マイナンバー（個人情報） など

イラストの中で、SNSに画像をアップすると、個人の情報が守られない危険がある所はどこでしょう。危険だと思うところを○で囲み、理由を考えてみましょう



○×クイズ(情報が知られてしまったら！)

1. 自分（友達）の家がバレて、知らない人が家まで来る
2. 通っている高校に知らない人や会いたくない人が来る
3. 家族が外出している時に、泥棒に入られる
4. ネットに自分（友達）の情報が拡散される

よく行くショッピングタウンでお気に入りのお店を見つけたAさん。親しい人たちに教えてあげようと、位置情報をオフで写真を投稿しました。

その後、誰かに後をつけられていることに気づきました。Aさんが投稿した写真の背景、場所がわかり生活範囲が特定されました。

友達同士でも、許可なく写真をアップしてはダメ！
⇒「肖像権侵害」になるかもしれない

しょうぞうけん しんがいは
肖像権を侵害したらどうなる？
そんがいはいしやう
→**損害賠償**を請求されることもあります

本当にアップしても大丈夫？
～よく考えてみよう～

- 場所がわかるものが写っていないか
例) 窓から見える建物、お店の看板など
- 名前がわかるものが写っていないか
例) 名札など
- 学校がわかるものが写っていないか
例) 制服、校舎、校庭など
- 友達に許可を得ているか

自分の画像を勝手にアップされた時には大人に相談！
困ったときは相談しよう！→相談先リスト(13ページ)

ケース：ネットへの書き込み

○気に入らない有名人の悪口を匿名投稿する。

→ めいよきそんざい ・ ぶじょくざい
名誉毀損罪・侮辱罪

○SNSのストーリーズに先生や知人の悪口を投稿する。

→ しょうがいざい
傷害罪

○学校帰りに線路に入り大はしゃぎした写真をSNSにアップする。

→ てつどうえいぎょうほういはん
鉄道営業法違反

○自分の好きなマンガを撮影し動画サイトに投稿する。

→ ちよさくけんほういはん
著作権法違反

○ネットの掲示板に「小学校に爆弾を仕掛けた。」等と
とうこうし、小学校を臨時休校させた。

→ いりょくぎょうむぼうがい
威力業務妨害

○書き込んではいけない言葉ってなんだろう？

○先生からのコメント

クラスの仲良し数人でやっているグループラインでAさんは、メッセージの最後に「？」をつけ忘れてのまま、スマホを置いて出かけた。



帰ってきてスマホを見ると「ひどい！」などのメッセージが・・・誤解を解こうとしても、反応なし。Aさん以外のメンバーは別のグループを作り、Aさんを外してしまった。

- 文字やスタンプでは上手く気持ちが伝わらない時がある。
- 一度、とうこうしたものは、なかなか取り消せない。

**ダメなものはダメ！
ネットだから・・・通用しない！**

○ネットやSNSなどへの書き込みを軽く考えないように相手を深く傷つけることに

○不適切な投稿などを面白がって拡散する人たちがいる。

○身の回りの物はちよさくけん しょうぞうけん著作権や肖像権のあるもので溢れている。

○人格を否定したり攻撃するような投稿が正義ではない。

困ったときは相談しよう！→相談先リスト(13ページ)

ケース：“出会い”には気を付けよう

SNS等を通じて様々な“出会い”があります。
ネット知り合った人の中には、“嘘”をついている場合があります。

例えば・・・

- 男性が女性のふりをしている
- 35歳の人が18歳と嘘をついている
- 会社員の人が学生と偽っている



ネットでは相手が伝える内容が本当か、嘘かを見抜くことは難しいものです。

オンラインで出会った相手と実際に会うことは危険を伴います。
また、自分の写真をダイレクトメッセージで送ってほしいと頼まれ、写真を送ると、勝手に利用されることもあります。

必ず、周りに相談をしましょう。

事例1

Aさんは、同じアーティストのファンの女子高生とSNSで知り合い、ダイレクトメッセージでも、学校の出来事やプライベートな相談などもするほど仲良くなりました。

ある日、そのアーティストのライブチケットが1枚余っているから、一緒に行こうと誘われて、待ち合わせをすることにしました。



待ち合わせの場所にいと、知らない男性が現れて、無理やり車に乗せられそうになりました。

事例2

Bさんは、アニメが大好き。学校では同じ趣味の友人がおらず、SNSでアニメ好きの高校生や大学生と知り合い、毎日やり取りをするようになりました。

アニメ仲間の中でBさんはCさんという女の子と仲良くなり、付き合い合うこととなりました。ある日Cさんは、下着姿の写真を送ってきてくれて、Bさんも自分の裸の写真を送りました。



すると、翌日Cさんの彼氏という男性から「お前の裸の写真を拡散してほしくなければ、5万円を支払え」という脅しのメールが届きました。

こんなとき、どうする？

①SNSに登録するときには気を付けることは？

[]

②コメントや写真を投稿するときには気を付けることは？

[]

③DMでやり取りするときには気を付けることは？

[]

④会いたいと言われた時にはどうする？

[]

ネットでの出会いを安全にするために
～きちんと守れてる？～

□SNS等では“プライバシー設定”をしておく

例) 位置情報を無効にする、友達にのみ公開にする等

□ダイレクトメッセージ(DM)で知らない人とやりとりしない

例) DMを許可しない、フィルタリングする等

□個人的なことは発信も投稿もしない

例) 学校名、氏名、住んでいるエリア等

□ネットで出会った人とは会わない

困ったときは相談しよう!→相談先リスト(13ページ)

ケース：“性的な情報”の取り扱い注意

他人に見せたり、「見せろ」と言うてはいけない場所をプライベートゾーンと言います。
一般的に、水着でかくれる場所がプライベートゾーンに当たります。



ちんれつざい はんぶざい
わいせつ物陳列罪・わいせつ物頒布罪

他人の性的な気持ちをあおったり、不快にさせたりするものを、公の場で見せたり、売ったりすること。
→2年以下の懲役または、250万円以下の罰金

写真や動画などもふくまれます。
ネット上も公の場にふくまれます。

※公の場（おおやけのば）…いろいろな人が見聞きできる場所
（公園・学校・道路・お店など）

これってあり？なし？

- 1.SNSで顔をかくしたはだかの写真をアップする（あり・なし）
- 2.ネットで仲良くなった人に、はだかの写真を送る（あり・なし）
- 3.恋人に「はだかの写真を送って」と言う（あり・なし）
- 4.SNSでエッチな話を投稿する（あり・なし）

事例1. Aさんは彼氏に「はだかの写真をとらせてほしい」とたのまれました。きらわれたくなかったので、だれにも見せない約束ではだかの写真をとってもらいました。

半年後、Aさんは彼氏と別れました。そのあと、「裸の写真をばらまかれたくなかったらお金をはらえ」とおどされました。

一度ネット上に出したデータは完全に消すことはできません。
軽い気持ちでアップしたものが、就職や結婚の時に問題になり、将来の自分を苦しめることがあります。
デジタルタトゥーと言って、一生消えない傷となります。

事例2. Bくんは、やりたい仕事があり、大学で勉強していました。夢に向かって就職活動をしますが、採用してもらえず、夢をあきらめました。

実は...

Bくんは高校生の時、悪ふざけで線路内で撮った写真を、SNSにあげました。会社の人がネットで調べると、その写真が出てきたのです...

事例3. Cさんは恋人からプロポーズされました。しかし、相手の両親から反対されて、恋人とは別れました。

実は...

Cさんは高校生の時、ネットで知り合った友達に、裸の写真を送りました。知らない間にネット上に広がっていて、相手の両親が見つけたのです...

“性的な情報”でつらい目にあわないために...

- 1.ネット上は公の場
 - 2.顔や名前をかくしても、バレることがある
 - 3.写真や動画や文字などのデータを誰かにわたすと、世界中の人に見られる可能性がある（友だち、親、先生にも...）
 - 4.一度ネットに出たデータは、完全に消すことはできない
- “性的な情報”でつらい目にあわないために...

自分のはだかの写真や動画は送らないのが安全

困ったときは相談しよう！→相談先リスト（13ページ）

ケース:自分のお金を守ろう

にせサイトに誘導されIDやカード番号などの**個人情報**を盗みとる**詐欺**や代金を振り込んだが商品が送られて来ない詐欺、いろんな手を使ってくるぞ、いつでも注意しておこう！



Aさんは、以前から欲しかった商品をネットオークションやフリマアプリで相場より安い価格で見つけて注文し代金を支払った。

商品を心待ちに↓していたが・・・

- 購入した商品がいつまでも届かず、出品者とも連絡がつかなくなった。
- 代金引換をした場合でも、箱を開けると中身が空っぽだった。この手口では、商品説明の詳細に「この商品は外箱のみの販売です」と書かれている場合もあります。
- 届いた商品が掲載されている写真と違う。

スマホゲームをしていると



最初は課金をするつもりなかったのに、他の人と競っているうちに・・・新しいキャラクターやアイテムが欲しくなって高額に課金してしまった経験はありませんか？

Q.ネットショッピングやスマホゲームでひと月にいくらまで使っていますか？

円

こんなことになるかも・・・

同居する家族のクレジットカード情報を勝手に登録してゲーム課金し、気付くと銀行口座から300万円が引き落とされていた。弁護士を通じてカード会社とアプリストアの運営会社に事情を説明し、「未成年の契約で無効」と返金を求めた。大半が応じたが、一社は保護者の落ち度を主張して応じず、約30万円は戻ってこなかった。

ネットショッピングやスマホゲームで困らないようにするには？

1. 個人情報を他人に教えない。
2. スマホを他人に触らせない。
3. キャリア決済にも限度額を設定する。
4. 金額を決めてプリペイドカードを購入する。
5. 添付ファイルやリンク先に直ぐにアクセスしない。

困った時はどうする？

- 保護者にも気にしておいて欲しいこと!→12ページ
- 相談先リスト⇒13ページ

保護者の方へ

子どものネット利用にあたっては、ネット上での“イジメ”、生活リズムの乱れ、犯罪に巻き込まれるのではないかなど、不安要素はいくつもあるのが現状です。そして、ネットトラブルの件数は増加し続けているのも現状なのです。

ネットを上手に適切に使うことは、大人でも難しいものです。社会経験の少ない学生なら、なおさら難しく、それゆえにリスクが高くなるのです。

ネットトラブルは決して“他人事”ではなく、また“都市部だけ”で起きることでもないのです。ネットに接する誰にもリスクがあります。

そのリスクの中、ネットの利便性を享受しつつも、ルールを決め、適切に利用するための取り組みを家庭内でも行っていくことが求められているのではないのでしょうか。

なかでも、ネットに書いてあることをうのみにして、よく考えないまま信じてしまい、すぐに行動に移してしまうタイプの人は、リスクが高いといえます。

そうしたリスクは、たとえば“フィルタリング”で減らせるかもしれませんが。フィルタリングを使用する目的について、子どもと話し合い、リスクを回避する教育にぜひ取り組んでみてください。

○携帯のフィルタリングとは

18歳未満の子どもがケータイやスマホを購入する場合は、携帯電話事業者等に未成年者が利用することを申し出たうえで、フィルタリングを利用するよう義務付けられています。

フィルタリングとは、有害なサービス・コンテンツをブロックし、無害なサイトのみを閲覧かんらんさせる仕組みです。これを事前に設定しておくことで、子どもがアダルト系や違法なサイトを見る危険を回避しょうらいできます。各携帯電話会社で奨励している設定があるので、窓口で相談できます。

相談先リスト

かくうせいきゅう
○架空請求、ネットオークションによるトラブル、高額請求などについての相談は・・・

高松市消費生活センター ☎087-839-2066

○子どものネットトラブル相談

香川県教育センター（香川県教育委員会）
☎087-813-3850
少年サポートセンター（香川県警察本部）
☎087-837-4970